会議等開催記録

会議等名	令和８年度　第１回根室市男女共同参画基本計画策定委員会			
開催日時	令和８年９月８日(火) 18 時 30 分～20 時 00 分			
開催場所	総合文化会館２階　第２講座室			
出席者	委員	７名（別紙出欠確認票のとおり）		
	市	竹本副市長、佐々木市民生活部長、池端生活環境課長、 猪口交通市民生活主査、村上主事		
記録日	令和８年９月１７日(木)		記録者	生活環境課 交通市民生活主査　猪口伸太郎

議事結果

１．挨拶・・・副市長挨拶

２．会長、副会長の選出…会長＝能村委員、副会長＝大島委員

３．議事

・第３次男女共同参画基本計画効果検証について
・令和７年度に実施した男女共同参画事業の評価について
(1)事務局から説明　・・・　資料 1～資料 3
(2) 意見交換　・・・　　別添会議記録のとおり

４．終了

令和８年度 第１回 根室市男女共同参画基本計画策定委員会

【事務局】皆様お疲れ様でございます。夜分にお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは定刻より若干早いんですけども、ただいまから令和８年度第１回根室市男女共同参画基本計画策定委員会を開催いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。それでは開催にあたりまして、副市長よりご挨拶を申し上げます。

【副市長】皆様こんばんは。本日の出席にあたり、ご挨拶申し上げます。男女共同参画基本計画策定委員会の開催にあたり、皆様には大変お忙しい中、委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年策定をいたしました第三次根室市男女共同参画基本計画につきましては、人口減少や少子高齢化の進行によりまして、産業の担い手不足をはじめ、暮らしや地域経済など、様々な分野での活力低下が懸念される中、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するため、皆様のご協力をいただきながら策定をさせていただいたものであります。本日は初年度となります。 令和７年度の取組実績について皆様にご確認をいただきまして、市民の視点から様々な評価やご意見を賜りたいと考えており、いただきました意見につきましては、今後の男女共同参画の推進に活かしてまいりたいと考えております。結びによりよい男女共同参画社会の実現に向けまして、皆様のさらなるご協力をお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】それでは本日ご出席をいただきました。委員の皆様をご紹介させていただきます。

※委員紹介及び欠席委員の報告

続きまして、事務局の方で職員に異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

※事務局紹介

どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議におきましては、時間につきましては、1 時間程度を予定しております。皆様のお時間も限られておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。それでは議事に入ります。議事の進行につきましては、要項第３条第４項において、会長が議長を務めることとされておりますが、会長が選出されるまでの間、副市長に議長を務めていただきます。

副市長よろしくお願いいたします。

【副市長】それでは会長が選出されるまで、議事を進めさせていただきます。まず会長副会長の選出について要項におきましては、委員の互選により定めるということと規定をされておりますが、自薦他薦される方いらっしゃいますでしょうか。

【委員 C】よろしいでしょうか。前回の計画作成の時、会長をしていただいた A 委員に引き続きお願いしたいと思いますが。

【副市長】どうでしょうか、他にございませんか、ただいま A 委員を推薦する声がありましたけれども、皆様どうでしょうか。それでは A 委員を会長に決定することといたします。

【副市長】A 委員よろしくお願いいたします。A 委員よろしくお願いいたします。

【事務局】それではここから議長を交代いたします。なお副市長におかれましては、他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

【事務局】それでは A 委員議事進行をよろしくお願いいたします

【委員 A】会長に就任されましたので、改めまして策定委員会の開会に当たり、ひと言ご挨拶申し上げます。皆様お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 今回は昨年、令和 7 年度に策定した根室市第 3 次男女共同参画基本計画の進捗状況について効果検証をするものと伺っております。皆様から忌憚のないご意見と今後の根室市男女共同参画の取組が発展できるよう活発な議論を交わすことが出来ればと思います。円滑な委員会となりますよう努めて参りますので、皆様のご協力をお願いし、開催に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事を進行させていただきます。副会長の選出ですが、自薦他薦される方はいらっしゃいますか。特になければ、私の方から指名させてもよろしいでしょうか。それでは、人権擁護委員を務められ、その中でも男女共同参画のご担当と伺っております。B 委員にお願いいただきたいと思います。皆様ご異議ありませんか。　異議なし

それでは、B 委員、よろしくお願いいたします。

【委員 B】よろしくお願いいたします。

【委員 A】議事の一つ目、第 3 次男女共同参画基本計画の効果検証について事務局より説明願います。

【事務局】はいそれでは私の方からご説明させていただきます。事前に資料をお配りしておりましたが、資料 1 をご覧ください。

第 3 次計画は、昨年令和 7 年度より 10 年間の計画として策定し、6 つの成果指標を定め取り組むこととしております。成果指標の達成状況につきましては、中段にありますとおり、令和 6 年度からの推移となっており、すべての項目で数値を伸ばし、ナンバー 5 市の管理職における女性の割合につきましては、令和 11 年度までの目標を達成しております。ナンバー 1 の家庭における男女が平等であると思う人の割合につきましては、昨年度の 11.5 パーセントより 21 パーセント増と大幅に増加したものとなっております。 効果検証につきましては、66.7%の取組が目標達成または基準値からの向上が見られた一方、 20 パーセントの取組が後退しております。計画を策定した前年度、令和 6 年度の基準値と比較しますと、男女共同参画の推進は進んでおりますが、ナンバー 1 におきましては 39.6%の方が「男性が優遇されている」と回答しており、その意識が高い傾向となっております。また、高齢層ほど男性優遇であるとの意識が高い傾向が見られました。 ナンバー2 につきましては、 47.9%の方が男性優遇であるとの意識が高い傾向となっており、高齢層ほど男性優遇であるとの意識が強い傾向であったものの 20 代 30 代では女性の方が優遇されているとの回答も 10 パーセントを超えており、高齢層とは違った傾向が見られました。以上です。

【委員 A】事務局より説明がありましたが、皆様からのご意見はございますか。

【委員 D】このアンケートって、自分がどう思っているかという自己評価をしているということなのか。

【事務局】そうですね。市民意識調査というのを毎年総合政策室の方で行っておりまして、

【委員 D】客観的にその人がそう思っているだけなので、例えばその男女に関するアンケートをして、自分がどう思うかじゃなくてアンケートを実施した上で、そこにバイアスが現れるかどうかというのが見て取れるようなアンケートをみんなに実施してみると、実際に答えているのと違う結果が出るかもしれないなというのをちょっと思っていました。

【事務局】設問の内容については、ちょっと総合政策室の方で毎年やっているので、うちの方からこういうのできないかっていうような内容で提言していくことは可能だと思いますので、そういう風にうちの方でどういうアンケート内容が良いのかっていうのをちょっと考えて総合政策室の方に提案していきたいと思います。

※私は男女平等だと思うという個人の感想だけじゃなく、客観的に周囲を見渡し男女平等が広まっているかという内容にした方が良いのではないか。という設問に修正できるか総合政策室に確認する。

【委員 A】他になければ、次に進みます議事の２つ目、第 3 次根室市男女共同参画基本計画に係る第 1 次実施計画について、事務局より説明願います。

【事務局】それでは資料 2 資料 3 をご覧ください。資料 2 につきましては、資料 3 の取組み事業を一覧にしてまとめたものとなっております。 この実施計画をベースに前年令和 7 年度より 10 年間皆様のご意見をいただきながら計画を見直し、また予算措置等をするなどとして取組みを進めていければと思います。資料 3 をご覧ください。こちらでは計画の項目に沿った 40 の取組みに関する取組み内容、関係課、成果指標の設定値や事業費、令和 7 年度の実績をお示ししております。

今回これらを事前に送付させていただいておりますので、委員の皆様それぞれご評価いただき、ご意見を聞かせていただければと思っております。総合評価をしていきますので、評価欄においては皆様すべての欄で ABCDE というのを記載していただいて、本日会議終了後に一度回収させていただければと考えております。本日は会議の時間を 1 時間程度としておりますので、委員の皆様それぞれ 2 点 3 点程度特に気になった点等についてご意見を聞かせていただければと思います。

その他記載されているものについても取りまとめの上、後日書面にてご報告ご回答させていただければと思っております。それではよろしくお願いいたします。

【委員 C】基本目標 1 の方向 2 の最後のパートナーシップ制の関係なんですが、よろしいですか。

他のシートでは数値目標とか載ってるんですが、未設置ですとか未導入という全くゼロっていう部分があって、パートナーシップ制については、未導入っていうことなんですが、あの中の説明文を見ると北海道自体が消極的でっていうお話の文章なんじゃないかなっていうふうに受け取ったんですが道内でも各市町村でパートナーシップ制を導入しているところはあるんですが、根室市の考えとして導入している市町村ある・なしについて、どういう違いがあるのかなということで、根室市の立場としては、北海道が導入すべきっていう考えということなんです。

【事務局】はい、今北海道ですと全体で 25 市 23 町村がこちらのパートナーシップ制度を導入しております。こちらについてはちょっと国も積極的ではないっていうのと、道もちょっと積極的ではないなっていうところもあるんですけれども、市としましては、やはり道の動向も見ながら、また近隣の状況も見ながら、ちょっと調査検討を進めていきながらっていうのが現状となっている状況なんですよね。

【委員 C】何がネックなのか。求めている人がいるかいないかはちょっとわからないんですが、例えば近くだと釧路市さんと北見市さん、町でいくと厚岸町さんが導入しますし、都道府県レベルでいくと 47 都道府県のうち 33 都道府県が導入と、まあ色々あると思うんですが、33 市 7 割が導入している都道府県レベルで導入してるっていうのがホームページでも載ってたんですが、そこで北海道が消極的だから根室市も北海道がすべきだっていう風な考えっていうことなんでしょうか。たまたま 7 月の知事の記者会見の中で、道新記者からかなそのパートナーシップの質問が知事の方に出てて、なんか市町村がやるべきみたいな言い方は、知事はしてたんですが、知事の回答の中でも道はパートナーシップ制度を導入してないけど、実務的には例えば道営住宅とかについては、やはり今ある条例の中の婚姻関係と同等の取扱いをしてますよっていうふうななんか答弁というか回答をしてるんですが、市の場合は例えば公営住宅みたいなそういう扱い、パートナーシップの扱いっていうのはなにか特別にしてるんですか。全くそういうとこにしていないって感じなんですか。

【事務局】今は全くしていない状況だと思いますが、ちょっと関係課には確認させていただきたいと思います。⇒要確認

【委員 D】この問題というのは基本的には北海道が一律導入すると事務作業が簡単になるんで、それが楽ですよとおっしゃっていることですよね。

ただそれは基本的には市町村の権限でやるべきことなので、市町村で対応しなさいということを言われています。という整理でいいですね。で、せたな町は 6500 人、砂川町 2700 人、上川町 3000 人ぐらいの小規模な自治体での導入事例もあって、それは結局市のやる気次第の問題かと思います。で、実際条例を作らなくても、ガイドラインで対応することもできるので、これは進めようと思えば市は、議会を通さなくても進めることができる。そうした状況の中で市が道の対応しないならしないよって言っているのは、かなり消極的なんじゃないかなという感じがします。というのと、市町村間における事務手続きが煩雑になるという話も出てますけど。えーと自治体間の導入の連携を取るために、パートナーシップ制度、自治体間連携ネットワークっていうのに加盟することができて、それに加盟すると市町村間の移動などの情報共有ができるということらしいので、そんなに道の対応を待たないで導入を進めることは可能ではないかなと考えます。

【委員 C】パートナーシップのその先に、まあ道の知事の会見でファミリーシップっていうのがあって、子供も入れて、ファミリーでっていうのがその先にあると思うんですよね。で、そういう中で今 D 委員が言ったように、実際事務事業をするのは多分市町村だと思うんです、本当にその相手方と直接接するのは、そういう面で、道の方が市町村が実際事務をやる中、市町村に意見を聞いてくださいよというような形でやってるんですけど、言ったように 47 都道府県のうち 33 のまあ道は抜けて都府県というのかな、そこがやってるのになんか道が消極的なっていうのはなんかすごくなんかハードルがあるのか。導入することによってすごく事務量が多くて職員が入れなくちゃいけないっていう何かあるんですかね。で、まあそれは道の問題ですが、市の方としては今の意見があったように、道が導入しなくても、市町村で導入してるというのがたくさん道内でもあるっていう状況で、もう釧路市とか、大きいところだと札幌市もそうですよね。札幌市、釧路市と大きいとこもあるし、今の町村、小さい所も導入してるっていう中では、なんか道が導入しないから根室市は知らないですというのは、他の導入している市町村と何の違いがあるのかっていうのはちょっと疑問ですね。やっぱ優先順位が低いってことですかね。

【事務局】その優先順位っていうのはちょっと何とも言えないところではあるんですけれども、できるできないっていう話になれば、多分できるっていうのが回答にはなると思うんです。ただその中で市全体としてどういうことをやっていくっていうものをちょっと検討させていただきたいなっていうのがあるので、ちょっと今年度お時間いただきたいなっていうところにはなります。

【委員 C】札幌とか釧路とか大きいところとかが導入してるので研究なり勉強していただいてどういう政策に取り組めとかっていうの。

【事務局】大きい町であれば、大きければ大きいほど、おそらくそういう市町村に対する、なんで導入しないんだっていう声も当然大きいですし、小さい町ほどやはりちょっとそういう声は少ないのかなっていうところも考えられるのかなっていうのもありますので、例えば道東だとまあ釧路ですとか厚岸は導入しているけど、1 市 4 町は入ってない、北見市みたいに大きいところはどんどん入っていくんですけれども、小さいところほどやっぱり入ってない状況っていうものがあるので、ちょっとその辺は調査研究させていただきたいなと思っております。

【委員 C】もしかしたら地域性もあるかもしれません。昔からの一次産業、農業だとか漁業とかっていうところはどっちかというと、そういうのをまあ不否とは言わないまでも馴染みないっていう部分はあるかもしれないね。今の時代にこれだけ今いろんなネットワークがあったり、いろんな情報が、皆さんにも入ってくる時代ですので、ましてやいわゆる移住だとか、外から入ってくる方もいる中では、やっぱりその辺はもうすごいグローバルな考えを持った方がいいと思います。

【事務局】ありがとうございます。調査研究させていただきます。

【委員 B】今のお話でいくとこの根室市のこの男女共同参画の委員会として、ぜひパートナーシップを導入したいという方向性で考えてよろしいでしょうかね。皆さんね。 というのがとこれシート番号の 1-1 最初のページによると今年度の対応予定としては、まあこのパートナーシップ宣誓制度導入を前に市民の意識醸成を図るため、セミナーを 1 回開催しますというような予定を立ててますよね。ということは、事務局もまあこの男女共同参画、根室市としては市民の意識を高めていって醸成し、違和感のない方向で根室市と市民の声を聞きつつ、導入に向けて進めていきたいというような考えですよね。それはね。でいけば、どうなんでしょうね。今その道のこととか、国のことは言ってなくて、市町村レベルのその小さい大きいっては全くなくて、釧路市なんかの弁護士で一生懸命置いてやってるし、北見も結局弁護士が一生懸命やっちゃう。まあ当然 LGBTQ とか市民の声を聞きながらまあ全員に聞いてるわけじゃないですけどね。釧路市も北見市も北見市民に全員聞いてというわけじゃなくて、まあそこそこそのちょっと企業のその商工会議所がまとめてる回答だったり、いろんなそのなんていうんですか市民団体、今のこの委員会も市民団体の集まりですけども、そういう声を反映しながら、この間意思を統一したっていう流れで、実施しておりますよね。ということで、検討する云々じゃなくて、まあ令和 7 年ということで予定を立てて、実際やったやりましたよね。LGBTQ ね。その結果を見て、今年度で実施に向けてじゃあどういう動きをしていくべきかっていうところを、できればこの委員会なりで詰めていった方が事務局もやりやすいんじゃないでしょうかね。

まあ、C 委員からね。パートナーシップ導入について言ってくれたんで、僕も嬉しかったんですけども。ただ、これ全部やるっていうのは本当に非常に難しい話なんで、今後ね、会を進めていきますけども、まあ事前にこういうペーパーでやるのも当然大事ですけども、どうやって進めていくかっていうのが会長、これ考えた方がいいですよね。

【委員 E】ただあのごめんなさい。途中で話してるところ。成果指標の設定根拠で事務量が事務の仕事量が多いのが読んでみるとあちこち上がってくるんですけれども、この担当者っていうのは何人で担当して対応してるのかそれによってもかなり事務量っていうのが違ってくると思うんです。複数であればいいし、1 人でこういろんなの多分を受け持ってやっていらっしゃるのであれば。大変な膨大な仕事量だとは思うんですけども、その辺をこれに重点的に持っていくんであれば、職員の数を増やすとか外部からのもうちょっとこう協力体制を整えるとかっていう風にしていかないと今のこの事務局の体制で年 1 回とかって言うんであれば、今後これ大して変わらないんじゃないですか。なんかその辺なんかこうあっちこっちにこう出てくるんですよ。事務量が多いっていうのがね。

その辺ももうちょっと工夫できないのかなって思ってはいるんですけど。

【委員 B】長年のお悩みなんです。第 3 次計画なんですけど、ずっと同じことなんですよ。これは変わらないんですよ。

【委員 E】変わらないじゃなく変えなきゃならないってことで会議持ってますよね。

【委員 B】僕ら委員会の委員メンバーの全員忙しい中集まっているんで、前任者を批判するわけじゃないですけど、前任者の方も皆様全員忙しい中集まってやってますんで、でも変わらないんですよ。

【委員 E】変わらないんだったらやる意味もない。極端な話ですけどその辺ちょっとこう考えていかないとただ事務量が多いって 1 年 2 年やったとかやらなかったとかっていうんじゃ進歩しないんじゃないんでしょうかね。いや皆さん忙しくていろんなことをたくさんやってらっしゃると思うんです。そこでやっぱり皆さんやってるってことはなんか進歩を求めて、やってると言ったら変ですけど、やらざるを得なくなってるんじゃないかなと思うんですけども、その辺役所の方で人数増やすとかっていうのはないんでしょうかね。大変なのはわかるんです。ちょっと事務量が多いって言うのが引っかかるので。

【事務局】ここで言われてる事務量が多いっていうことは、職員の関係っていうことですかね。我々職員がまあ少ないというような

今、取りまとめているのはそれぞれ多岐にわたる課の施策をまとめたものなんです。

これをまとめているのは 1 人でやってるっていうことで、あと各課の取組みも、まあそれぞれに限られた人数でやっていただいているんですよ。で、ちょっと、実情から言うと、今、職員がもう十数人足りないような中で、職員が途中で辞めたり、まあ採用しても来なかったりというような数の中で、定数って定められてる数あるんですけども、それよりも十数人も少ないような状況の中で、まあ職員がちょっと事務をやってると。そういう中で、ちょっとこういう表現にもなってしまったんですけども、まあ、そういうような、職員の数が少ないという実情があります。はい。

【委員 D】それはそうなんですよ。基本的にこの委員会の目的としては、取組が進んでいなければ指摘すればいいんで、取組が進んでいなくてそういう言い訳をしているのであればもっと人をアサインしてくださいということをこの委員会で要望していくっていうのは、その委員会の役割だという意識ですけど、そういうことですよね。なので足りないというのは、市側はそう言うんですけど、足りないんだったらどうやって工夫して効率よくこなしますかっていうことでしかないんで、進めてください、進んでないんですよここってチェックするのが我々の役割と私は感じてるんですけど。なので足りてないんですよ、進んでないですよっていうのであれば、じゃあそれを解決するために、あなたたちどういう努力をするんですかっていうのを指摘していけばいいんではないかと私は思います。いかがですか

【委員 B】D 委員に賛成。ただいま言われてきたパートナーシップ制度の導入について、例えば先ほど C 委員の言った通り、公営住宅の入居条件。

【委員 C】公営住宅の入居条件、多分今は婚姻か、してなくても事実婚みたいの認めてるんだけど、それが同性だったら、今はダメだってことだから、でもまあ北海道の方は道営住宅は道は導入はしてないんだけど、実務的にはこういうのを認めてますよというのやってますが、その辺って手始めにやっていくっていうのも、すぐに制度導入ができなければ、実務的にこういう個々の各課で、例えば今の公住だったら公住の入居条件をこういう風に同性の場合もある程度審査して、今のままだったら申請を受けないってことですから申請を受けて、それであとは他のね結婚しているのと同じ条件で入居するかしないかっていう判断するというのも一つの方法ですし。

【事務局】ちょっと同性婚について、ちょっと道の方がそういうふうにやってるっていうのをちょっと私知らなかったもんですから、ちょっとその辺確認させていただきます。

【委員 C】知事が記者会見で言ってますから、道営住宅はそういう風に明言してますから。

北海道新聞の質問に対して。

【委員 B】多分ですね、この男女共同参画委員会ってありますよね。企業における人権の取組みっていうのはものすごく北海道遅れてるんですよ。北洋銀行なり、ニトリさんなりは一生懸命なんですけど、なので切り口としては根室市のこの男女共同参画は、このパートナーシップの導入とか、そういったところから切り口として広めていったほうが市民の理解しやすいんじゃないかと思うんですよね。それとともに市役所の中の各課の男女共同参画の度合いですよね。で、そこから根室市民にも意識を高めていこうという流れだと思うんですけども、なので、市の改革としてとっかかりやすいところ、なおかつ、市民にも理解しやすいところといったところから進めていったほうがいいかなと思うんですよね。いかがでしょうかね。と思います。

【事務局】全てがちょっとうちの課でこれやれあれやれっていうのを各課に言うっていうのはちょっと難しいので、事務局から各課にこういう風なご意見ありましたよっていうお話はしてまいりますが、実際対応できるかどうかっていうのはちょっと難しいところなので、そこはご了承いただきたいと思います。できるだけ事務局からはちょっと強めにこういう風なご意見あったので、どういう風にできるかっていうのもちょっと検討してもらうような形が取れればいいかなと思ってます。で、パートナーシップについては今、事実婚についてはおそらく公営住宅の方でも取り扱いしているのではないかなと思いますので。

【委員 C】それは条例上で明文化されています。市営住宅の条例の中で、婚姻の届出をしていない者で事実上婚姻関係と同様の事情がある者は認めますよと書いてます。で、道の方も同性カップルについては多分条例は書いてないと思います。この中に同性カップルも入れたっていう取扱いですよね。ですからそういう風にしたことで、条例をまるまる同性カップルにっていうそういうストレートな言い方だっていう取り扱いを事実婚と同様に同性カップルもしますよってそういった取り扱いで、道営住宅の条例改正とかそういうのはなしでやってると思います。

【事務局】わかりましたちょっと確認させていただきます。

【委員 A】条例改正となるとかなりハードルが高いですよね。

【委員 C】議会のこともありますからね。最後にちょっとまあこればっかりですが 7 月の知事の定例会見で言っているのが、北海道は制度による制度のみに関わらず、道が提供する公的サービスについては、法令等の制約があるものを除いて、順次事実婚の関係にある男女と同様に同性カップルの方々にもサービスを提供してきたところです。その中の一つが道営住宅だと、多分もっと他のやつもあると思うんですが、そういう形で導入はしてないけど、こういう風に取り扱ってますよっていうことですので、その辺導入にちょっとハードルが高くて時間がかかるというんでしたら、そっちの方を先に。

【委員 E】パートナーシップの方ってどのくらい根室市にいるのかっていうのを把握できてるんでしょうか。

【事務局】それは把握してないですね。

【委員 E】難しいですよね。

【事務局】はい、事実婚でもちょっと根室市で把握がしきれてないと思うんですよ。

【委員 E】できるもんじゃないですよね。でもそれを条例にうたうっていうのは逆に大変というか今言ったのはわかるんですけども。

【事務局】条例にうたった後に相談に来てくれれば、そこで話はできるんですけれども。

【委員 E】そこまで行くのが一歩踏み出せませんよね。その前の段階のずっと下の方で何かできないのかなと。

【事務局】まず、例えば市営住宅についてですが、市営住宅でまずそういうのができるのかできないのかっていうところから始まってくると思うので、そういうところはちょっと私たちがやれといってやってもらえるものでもないので、そこはうちの方からちょっと話はさせていただければと思います。

【委員 E】ちょっと素人的でちょっと余りにも幼稚なレベルの考えですけど、何人か把握してらっしゃる人はいますよね。セミナーとかに参加してっていうのありましたよね。そこからこう拾ってっていうような LGBTQ の講演された方もいますよね。その方たちの仲間っていうか、ちょっとそういうとこから拾ってというのは変ですけどね。嫌な人もいると思うし、公表されるのは。

【委員 D】えっとですね。この件に関しては、高裁の同性婚をさせないということが違憲であるという判決が 5 件と、合憲というのが 1 件、今高裁で争ってる結果なんですね。で、次最高裁で争われるという状況になっています。日本全体として。なので、大方は同性婚をさせないということは違憲であるという判断の方が多いという流れになってきて、遅かれ早かれ流れとしては同性婚を認めていく社会全体で認めていくって流れに、多分歯止めをかけることはなかなか難しいんだと思うんですよね。っていうことは、いつ取組むかっていう問題で、早く取り組むのか、最後の一番最後の自治体になるまで待つのかっていう問題なんですね。で、これもすでに人口のカバー率でパートナーシップ条例が導入されている自治体の 90%以上超えているので、今後ろの 10 パーセント以内に入っていますっていう状況です、この話は。なので日本のほとんどの人口、人口のカバー率でいうと、自治体の数ではなくて、もちろん大きな自治体が取り組んでいることが多いので、カバーが大きいということはあるんですけど、少なくても多分これはもう不可逆として、流れとして、いつかは導入する。それをじゃあいつやるんですか、それはリソースが足りないからやらない、人員が足りない、事務作業が多いからやらない、人権の問題に対して、事務作業の手間と天秤にかけるんですかっていう問題をはらんでいます。ということなので、市としてはいつ対応するんですかっていう感じですかね。と僕は思います。

【委員 C】多分これからは性の多様性と多文化、いわゆる外国人ね、多文化っていうのは各市町村で考えなくちゃいけない時代だと思います。

【委員 A】これを市に持って行ってくのはどこから持っていけばいいんですか。結局この会議から意見をまとめて、そちらのほうに持っていくっていうのを改めてしないといけないってことなんでしょうかね。順番から行くと。

【委員 C】でもこれ計画に載ってるんですよね。ちゃんと載ってるから、で導入しますよっていうに目標を作ってますよね。その導入に向けてこういう風に段階的にしますよっていうのはできるんじゃないかな。全くゼロからではないんだろうから。

【委員 C】研究・勉強してますよという段階

【委員 D】その足場を今作って行きましょうということ、そのスピード感をどこまで早くやっていくのかっていうこと

【委員 A】ゼロではないってことですね。ちなみに、今（住宅に）入ってる方がいるってことですよね。

【委員 B】LGBTQ いますよ。根室に。だから早く導入しないといけないはずなんですよ、実は。だけど、ある勢力じゃないんだけど、やっぱり理解してくれないとこもあるんですよね。だから根室市としては、皆さんの意見をまとめて導入に向けたいんですよ。

【委員 A】何年やってるんですか。

【委員 B】これ何年前から、

【事務局】第 1 時計画から第 2 計画が 10 年なので 20 年前からになります。

今は庁内でもまだやっぱり男女共同参画っていう取組みが実際のところ皆さんがじゃあ協力してやってくれているのかっていうと、そういう状況には今ない状況なんですよね。まだちょっとそういう認識もなく、目の前の仕事を一生懸命やってるっていうだけなんですよね。

【委員 C】前に委員さんから出た男女共同参画って名前自体もちょっと時代が、男女ってね、でもそれは法律がそうなってるからってことでそうしたんですけど、やっぱりこれからその男女しかいないのかっていうのは今の LGBTQ とかはどうするのというのは、なかなか難しい、言葉一つ難しいしで、国の今年 6 月に LGBTQ 基本計画というのを受けて実施してますので、方向的にはそういうのを認めるっていう方向には来てるっていう形ですね。

【事務局】やはり税法上ですとか、民法上とか婚姻ってなるとやっぱりハードルはすごく高いんですけど。

【委員 C】配偶者とかそういう問題となったらちょっと今の夫婦別姓もそうだけどなかなか難しいところはありますよね。

【事務局】先ほどもうちょっとお話ししたんですけども、庁内がまだそこまで意識が高まっていない状態で、私たちはこのシートを作って、皆さんに意識づけをしている段階なのかなっていうのが、今の状況で、草の根運動を一生懸命やってる段階を徐々に進めてるっていうような状況なんですね。根室市全体としても多分そういう状況なのかなと思っているので、まず地盤を固めさせていただきたいなっていう、この委員会の皆さんのご意見をいただきたい。

【委員 C】当事者が要望を出すのは難しい案件だと思います。当事者が手を挙げて、私は同性カップルですからこういう風にしてくださいっていうのはなかなか難しい問題ですので、その中ではやっぱり必要性があれば、その委員会の中で、それを導入するという目的もありますから、それを少し早めに本当にスケジュール組んでやっていただきたい。

【委員 E】ちょっとずれるんですけど、ちょっと古い話になるんですけども、中学校にちょっと行った時に、2 年生の子がちょっとそういう方で、 2 校で 2 人いらしたんです、お子さんが。そういう子は教育委員会とかで把握してて、急に大人になってから（LGBTQ に）なるわけじゃないと思うんです。

【委員 F】ジェンダーの話ですかね。

【委員 E】小さいうちからの積み重ねでできてると思うんです。そういうところのすくい上げっていうか、そういう子って、どうしたかなって時々思うんですよ。そういうとこのなんていうの教育委員会・学校からの取組っていうのか、そういうとこからの拾い上げるっていうか、そういう方の人数を入れると数値が違うかなと思うんですよ。ちょっと表現力が下手なのであれですけど、そういう子が学校にいるっていうのはわかってるんです。

先生のほうからこの子そういう子なんでちょっとこう注意してくださいと言ってくれた時があったので、この子も義務教育終わったあと、離されるのか、、、なんて言えばいいのかな、その子、どうしてるのかなーって。

【委員 F】30 年くらい前からジェンダーの話は出ていて、根室はそういう点でも遅いんですけど、やはりジェンダーの関係で男の子もスカート欲しい女の子はパンツって、制服がどんどん変わっていってるんですね。その話が 30 何年くらい前から出ていて、とにかく今はもう普通にその制服を自由に選ばせるっていうんですね。根室市でも。ですから、オープンですよ。その子がジェンダーでも別にそこに触れることもなく。私の聞いた話では帯広の学校でも男の子がスカートで、でもそれに対してそれに触れることは先生もまわりもなくて、もうそういう時代だからって、いったらもう日本じゃなくて、世界全体でもジェンダーはもう当たり前になってきてる、認識が変わってきてます。だから女の子もすごい多

いですね。パンツでスカートは履かない。だからといって、それに対して先生がどうこうということもなく、社会もそのことを言わない。若い子に対しては、早い時期からそういう環境なので、社会人になってもそういう環境は、特にそんなに差別化されてないと私は思っていますね。

【事務局】今、例えばその YouTube ですかティックトックですとか、そういうのがもう普及しているので、そういう方がたくさんいるっていうのは、もう若い人たちは分かっている状況があるし情報が早いので、まだそこまで差別されるような状態にはならないかなっていう。

【委員 E】学校では差別とかそうなっていると言う訳ではないんですけど。

【事務局】周りも結構許容してるんじゃないかなと思うんですよね。最近の若いまあ中高生くらいだと私ジェンダーなんだって、もしかしたら言ってるかもしれないかなって私は個人的に思ってるんですよね。

【委員 F】個性をみんな認めているので、一つの学校で髪型を自由にすると、そういうところに若い人は入るのかなって。

【委員 G】私は色の仕事してるんですけど、男性が普通にメイクしに来ます。口紅までのせていくんですけど、男性だからっていうことではなくて、男女関係なくファンデーション塗りたかったら塗ってもらって、口紅塗りたかったら塗ってもらって帰っていただくっていうのをやってるので、それに関して男女も全く関係なくそれに何か言うこともないですししたいようにしてもらってますね。

【委員 F】その延長が多分このパートナーシップに入っていくんじゃないかなってこの先、自由に生きれるっていう

【委員 C】市が導入すれば、手を挙げる方も、今はどっちかというと手を挙げられないけど、また市が導入することで自分たちもっていうのは出てくると思う。今はどっちかというと抑えてる、根室市にいる方は多分抑えてるんです。

【委員 F】早い方が良いと私も思います。

【委員 B】早い方が良いです、人口どんどん減るから。

【委員 F】住みやすい環境にもっていかないと崩壊に行ってしまうのもあります。

【委員 B】これ、市長の決裁にならないんですか部長。

【事務局】記録については、当然市長まで回して、いろいろご意見、ご助言等々いただきましたけれども、市長にはしっかりと伝えて、まあ職員数の話とかもありましたけど、やっぱり先ほど草の根運動っていうような言葉を使いましたけど、職員それぞれの優先度っていう部分での意識がまだやっぱり低いのかなって私は思っています。私実は 10 年前に当時違う部署で、この計画を担当したことが 1 年半ほどあるんですけど、まあ書いてあることってそんなに変わらないんですよね。計画自体に。当然達成されたことについては、当然計画から外されて、それが当たり前の、まあ男女っていう言葉の話もありましたけど、私も最終的にはこういった、そもそもこの計画があること自体が、これがないことが目指すべき姿なんだろうなって、ただそれはあくまでも理想、D 委員からも話があった、根室市は遅れてる。このままでは本当に取り残されてしまうっていう部分のやっぱり危機感を持って、我々はこれを進める全体を取りまとめる側として、そこは危機感を持って取り組んでいきたいと、ただ、その様々な事務事業は、それぞれの担当部署があるので、そこはやっぱり人的には厳しい中にあって、やっぱりそこの優先度を少しでも高めてもらうっていう働きかけを我々の方からしていきたい、でパートナーシップについてもですね、今いつっていうお約束はできないんですけれども、そこは私からも市長に、そういう声が出ているということをお伝えしたいと思います。

【委員 B】部署的にはやっぱりこの男女共同参画をする課なんですか

【事務局】そうですね、我々の方で準備してやるべき仕事だというふうには思っています。

【委員 B】なるほどですね。はい。じゃ可能性、希望はあると、他の課ではなく、よろしくします。

【委員 A】それではちょっと、話題をかえましょう。他のところで何かありますでしょうか。

【委員 D】シート№29 の放課後教室の関係で、前回の令和 7 年の議事録を読むと、目標数値のところの待機児童というのはゼロということになっているんですが、そもそも放課後教室が設置されてない場所もあって、そのエリアが数値に入っていないんじゃないですかという指摘が前回なされています。

で、多分追加されたのは、この「成果指標設定根拠」の補足というところに、「そこは載せていません」という補足が追加されたことだと思います。そもそも補足を追加するだけではなくて、指標にその未設置エリアの需要がどの程度あるかということを評価として加えない限りは、その人たちは救えないわけですよね。なのでこれはちょっとただの言い訳になってしまって、待機児童に反映してませんよっていう言い訳をするべきではなく、その待機児童がいるかいないか、いるのであれば、どうやってそこを救っていくのかということを評価目標にしていかないと、取組みを行っていないと同義ということになってしまうので、この目標というのは、昼間の家庭で養育を受けられない児童すべての健全育成を図るというのが目的なので、そもそも設置されてなかった地域はどうすんだって話なんです。特に僕がいる厚床地域では、周りは農家なので、全員バスで帰ります。ほとんどの子はバスで帰ります。なので学校以外で友達の家に行く場合、1 キロ 2 キロあるので、子供だけではいけませんと。そうなってしまうと、その子供たちは、ずっと家で親が仕事に行ってれば一人で過ごすっていう状態になっていて、学童保育っていうものを設置してくださいという要望は前からしていますけど、まあこの状態では反映されていないという状況になってしまって、多分去年もその話を出したら、この補足としてそもそも入れてませんと、それはないんじゃないですかっていうことですね。なので、ちゃんとその辺の需要もちゃんと調べた上で、どういう風に設置するのか、どうやってカバーするのか基本的には人員が足りないので設置していませんっていう回答はずっと前からいただいてはいるので、だとするんだったら、人員じゃない部分で、まあ例えばお金の面とか、そういう場所を提供するとか、そういうことで、どうにかできないかなということを検討していただきたいということです。去年から引き続きご意見ということで。

【委員 D】次に、これも去年出ていました、えーと 9 番と 10 番は社会教育課の事業で知ってる事業なんですけど、男女共同参画と関係ないんじゃないって指摘が去年出てました。えーと今回は着物の着付けと戦後教育なんですけど、それが男女共同参画とどういう関係があって、まあ実際関係ないんですと中にも書いてあるんですけど、えーと関係無いってことをやりましたと書いてあるんですけど、関係ないことをやるなよって話なんですけど、 9 番に男女共同参画の取組を入れた講習会とならなかったって書いてあるんですよね。この中で。 ならないというこの課題として 9 番の課題のところに男女共同参画の視点を取り入れた講習会とならなかったと書いてあるけど、D って書いてある、これは E じゃないかっていうそもそも男女共同参画の話じゃないものをここに書いてはいけないはずなので、そもそも何もしてませんよっていうことになってしまうんですね。これって関係ないことやってですね。あと、10 番の課題についても、男女共同参画に触れる内容とはならなかったと。だから、別の授業をやっといて、男女共同参画のシートに名前だけ入れてるよっていうアリバイ作りみたいな感じになってしまっているんで、ここは前回も指摘されているので、それでも改善してこないっていうのは、かなりまずいんじゃないのっていうのはちょっと強めに言っといてもらいたい。

【事務局】ここの 9 と 10 につきましては、当初シートを出してきた段階で、男女共同参画のことやってないんじゃないかと私の方から聞きましてで、実際やってないですって言うんで、書き直してもらいました。

【委員 D】なるほど、だからやらなかったって書いてるんですね。

【事務局】実際ま着付けやっただけだし、戦後のテーマ 80 年男女共同参画の話しをやろうと思ったらいくらでもできるんじゃないのって私は思ったんですけども、そのテーマでも話せるんじゃないのかっていうのは話させていただいているので、ちょっと来年度以降、今年度以降ですねどういう風になるかっていうのは、ちょっと今後確認していきたいなと思っております。

【委員 D】別に文化を大事にするとか戦争教育をやるのは大事なことなので、別の枠でやればいいと思うんですけど、男女共同参画のシートに載せてくるというのであれば、もうちょっとしっかりやってもらえたらなと思います。

【事務局】はい、で放課後教室につきましても、私の方から社会教育課の方には少し話をしてます。今後の展開とかもちょっと考えなければいけないんじゃないかっていう話は一応させていただいてはいるんですけれども、ただ他部署なものですから、じゃあやれっていう命令ができるわけでもないので、ちょっと強めに言っていこうかなとは思っていますので

【委員 D】委員から指摘がありましたと話していただければと思います。

【委員 B】私も賛成ですね。多分ですね、教育委員会ですよね。わかってないと思うんですよ。男女共同参画とは何ぞやということ。どう取り組んでいいかもその担当をしてる職員の方、有能なのに、わからないんですよね。多分ね、インターネットで男女共同参画って調べても内閣府の情報しか入ってこないんで、なにやったらいいのって感じなんですよ。文科省でもう数年前から命の安全教育ということで、性について子供たちに男女の性について教える授業をやってるはずなんですよね。これ強制的に。ただやるやらないは、その各学校に権限があるんで、やってないところもあるんですよ。で根室市では多分やっていないと思うんですね、命の安全教育。聞いた方が良いですね。

【事務局】教育方針によりやっているっていう回答は一応教育委員会からいただいてはいるんですけれども、じゃあ実際に学校に確認したのかっていうと、そこまではできていないっていうことでした。

【委員 B】命の安全教育から取り組んでいったほうがこの男女共同参画がわかると思う。もうちょっとその文科省で言ってる命の安全教育がどんなものかっていうのを担当者に勉強していただいて、ぜひ学校の先生たちにぜひ、まあ校長だよね、権限あるの、校長先生に訴えて、授業に取組んでいくと、多分この男女共同参画の取組確認シートがビシッと来ると思うので、ちょっと提言してもらっていいですか。今は学校で何やってるかわからないということですよね。

【事務局】ちょっと今の学校の話でいくとですね、私もその学校の教育のカリキュラムを決定していく過程で、まあどういう授業となるのか、ただその学校単位で、私実は今市役所に勤めてますけど、つい 2 年ほど前までしばらく病院にいたんですけど、で、ある中学校からですね、助産師さんに講師の依頼が来て、まさに性の勉強ですよね。で、それのパワーポイントの資料なんかも私見せてもらったんですけど、とても私が学生だった時代から比べるとすごいなんていうでしょう、えっ、こんなお話もするんだろうかっていうような内容で、子供たちの感想文レポートもいただいて、私見させてもらってたんですけど、なるほどなという、ただそれがまあ中学校いくつかありますけれども、同じ中学校で私がいる時で 2 年連続、多分今も続いてると思うんですけど、それが広まってない。別の学校ではやってないんですよね。学校単位で依頼が来るんですよ。だからそこの仕組みっていうのが、もし改善できれば、クリアされていくのかなっていう、助産師も喜んで命の大切さだったりっていう授業をやってましたので、今日学校の先生も委員さんの中にはいらっしゃったんですけど、そういう中で、統一的にできれば本当にいいですよね。

【委員 B】外部講師だとすごく頼みやすいしやりやすいんだけど、ほぼ日程が合わず、外部講師頼んでもなかなかその実施するのは難しいんですよ。そうなると学校の先生がやらざるを得ないんですよね。

ただ学校の先生もプロじゃないので、どうやったらいいかっていうのわからないですよね。だから多分高校だと、道の教育委員会の方でマニュアルを作ってあって、それのパワーポイントとかはあるんだけど、中学校小学校、小学校もあるかな、それ使ってもらえば、いいんですけど、先生方はそれを勉強する仕組みがないんですよね。それをやる先生たちの。で、今も小学校の低学年だけじゃなくて、保育園、未就学児童にも教えるようになってるんですよ。だけど、その教えるほうがどうやって教えたらいいかがわからないので、多分ですね。そういったレクチャーを多分教育委員会でシェアしてると思うんですよ。高校生用のは間違いなくあるんで、道のも知ってるんですけど、この市のほうの仕組みを僕はわからないので、その辺、直接学校で携わってる先生達が授業をしやすいように、どうやっているかというものがあればね。進んでいけると思うんですね。で、先ほどの話にも戻るんだけど、その教育委員会で、この根室市の男女共同参画について取組むとなると、子供たちに教えるんで、イジメの問題とかいろいろあるんだけども、それ男女とどう関係していくかっていうのをやっぱよくわからないと思うんですよね。でもイジメをそういった意味ではそういった教育現場の中で男女共同参画に意識づけしていくフォーマットもあるんで、それを是非お伝えしていただけたらなと思うんですよね。多分ですね。ここの事務局のメンバーがどれだけ知ってるかっていうことにかかってると思うんですよ。そうしたら知ってるって言えるんですよ。知ってるって言えるし、それを言われた人はわからないから、じゃあ資料なんかないかって時に資料用意してもらって、渡してもらえれば、あと人脈のつながり、時野さんとか柴田さんもいますし、そういった人脈のつながりもやってもらうとね。スムーズに行くと思う。だからこの評価シートをずっと見てたけど、あんまりその評価しづらいっていうかって、と言うことで、僕実はやってきてないんですよ。バーって見たけど。当事者が言ってるけど実のあるものにしてほしいと思うんですよね。ということです。勉強してください。よろしくお願いします。

【委員 D】今の話はシート 22 の内容ですよね。22 では一応学校の教員向けの性教育を年に 1 回実施していますと。まあ年に 1 回じゃなかなか浸透しづらいのかなって感じがしますけど。

【委員 B】実際やってるんですかね。

【委員 F】多かれ少なかれ、義務教育に関してで、まあうちの娘・息子の時代ですけど、今もう 32 ですけど、小学校の低学年の頃から娘も息子もクラス別れて性教育をしてます。で、保健室の先生か保健体育の先生だと思うんですけど、私たちもその時代なんで、保健体育の先生が男の子と女の子別れて性教育をしたって言ってたんですよ。で、中学校の時もそれは聞いてます。で、高校の時も本当にもうなんかもう高校なんかはリアルに。そういう取組みはもう昔から教育委員会はやってると思うんです。

【委員 B】あ、そうですよ。僕 62 歳なんですよ実は。僕がその現役の頃っていうのは、あまりわからないんだけど、でも多少うろ覚えでわかってる部分と今の時代と比べてみると、今全然違うんですよね。

【委員 F】言葉がもう違いますよね。

【委員 B】全然違うんですよ。どちらかというと目線が人権に関わってくる部分で教えてくれるんですよ。だから僕らの時代の性教育とは全然違うんですよね。

【委員 F】今はリアルですよ。子供が全部教えてくれるけど、そんなことまでって思う。でもそれがもう早いんで、いや良かったかなと思います。

【委員 B】でも根室市はちょっと遅れてるんだけど、遅れてるというのは、未就学児童にも教えてるんですよ。日本全国的に。教えてないところもあるんだけどね。

【委員 F】でも犯罪はエスカレートしてるもんね。年々卑劣化してるので必要ですよね。都会では幼稚園の子にも触っちゃいけないとかそういうことを教えてるんです。小さい、３～４歳くらいからそういうの教えてるんですか。

【委員 B】それは大人からの対応もあるけども、子供同士の対応もありますからね。男の子・女の子の対応、でしかも小さい頃からそのジェンダーじゃないけども、そういう方もいますから。だから、そういう方もいれば、もう多様性っていう部分の人権の目線で教えてるんですね。

【委員 F】人権と今の活動って切っては切れないと思うから

【委員 B】多分文科省の指導もそういう流れでやってるからペーパー貰えるとわかると思うから、根室市にはないと思うけど。

【事務局】一応教育委員会の方にはこの辺も全部学習指導要領に基づくほにゃららほにゃららでやってるよとは言ってはいるんですけども、教育委員会のほうで、じゃあ本当にやってるのかっていうのを把握はしてるのかって聞いたら、教育指導要領に基づくのものについては、学校に任せているので把握はできていないっていうのが、オフィシャルな回答ではあったところではあります。なので今後は教育委員会の方学校に対してやってくださいって言ってもらえるようにちょっと進めていきたいなと思っています。

【委員 A】シートを見ていくと、どんどん課題がみえてきますね。

【委員 B】こういうとこいっぱいあるんですよ。多分 D 委員なんか怒り狂ってると思う。

【委員 D】僕は、全部に指摘をいれてます。こういうのをつついていく人もいないと変わらない、それが役割だと思っているので。

【委員 B】当委員会の話は各課に言ってほしいと思うんですよね。あとやってほしいのは、市の職員は多分男女共同参画とか、わからないと思うんで、ここの事務局の方が一生懸命やっていると訴えてほしいなと思います。

【委員 A】ここだけで話をしていても、やっぱり市の職員の方の理解を得ていかなければ進めていくのも大変だなと思いますので。ほか、よろしいですか。

【委員 D】それでは、シート 38、審議会等における男女比率の問題なんですけれども、女性の委員が 26.8%です。ま 0.1%しか増えてないが目標値はこれは国の指標で 2030 年までに 40-60％というのが国の指標とされています。それをそのまま入れてます。で取組みとして、結局専門性が高いとこは入れづらいので、改善案のところに市民の意見反映が主目的の審議会等には、男女均衡の確保を優先して取り組むと書いてあるんですけど、専門性が高すぎる委員会というか、まあだから市民参加型じゃない委員会に関しては入れづらいですと。なんで市民参加のとこは調整が利きやすいので、そこから優先的に対応しますっていう書き方と僕は受け取りますと。それはおかしくて、国としては全市民委員会を対象にそれをやりなさいという目標値なのに、入れやすい市民参加型とかから入れるということは、結局市内の市が運営している審議会のコアな部分には男性が強いところには入れづらいと。市民でこういう例えばこの男女共同参画みたいなこういう委員は女性を増やします。それって結局市の行政運営のコアなとこには、意見が入っていかないわけです。女性の比率が低いままなんで。で、こっちの委員をいくら増やしても、我々がこうやって、今いくら喋っても反映されづらいはずです。ってことは結局変わりづらい。で、やるならばちゃんと市の全部の審議会に対して、男女比率をちゃんと積極的に増やすような取組みをしていただきたい。そのための改善案をここに提示しなきゃいけないということになります。
で、他の自治体の例をちょっと言うと、例えばですね、他の自治体ではまず女性比率を 40％にできなかった審議会に対しては、その理由書を提出させるというような取組みを行っています。理由を書かせ

て、例えばこの男女共同参画の担当が、なんでその審議会ではできなかったかの理由を 1 枚ずつ書かせる、そうなると面倒くさくなるので、それなりに審議 会もちょっとやらなきゃなっていうインセンティブな働く。 あとは同じ団体から 2 人出すときは、男女両方 1 人ずつにしてくださいというような内容とするなど、ペアで出席する場合は、片方は別の性の方にしてくださいという風に義務付けるというやり方もあります。もう一つは公募で審議会の枠が埋まらないんだったら、その公募の各団体から何人ずつっていうのと、民間から何人っていう場合が同市民委員会で構成される場合は、各課から出てきている人たちの人数が男ばっかりになるんだったら、一般枠を増やす、そこに女性を入れて比率が足りない分を増やす。一般で募集をかけるっていうような取組みをするっていうようなことをやって、女性比率を上げていこうという風に取り組んでいるところもあります。いや、そういう取組みをせずに、市民がやるような委員会だけやりますよっていうのは、結局議論のすり替えであって。これでは、先に進んでいかないので、ちゃんと女性比率が高まるもの取組みをしてください。ということですね。

【事務局】D 委員がおっしゃった内容が、完全におっしゃるとおりというのが私の感想ではあったんですけれども、ただその根室の特殊性っていうのは若干ありまして、その例えば水産の関係ですとか、漁業系まあま商工系でそもそも女性職員がいないよっていうところが審議会に集まるっていうものがちょっと根室は多いになっていうのは若干あるので、その辺どういう風にちょっと改善できるのかっていうのはちょっと検討していかなきゃいけないなっていう、まあ一般の人を入れても、その例えば漁協の組合長さんたちがいて、一般の女性がいて、じゃあ何か喋れるのかって言ったら、ちょっと難しいのかなっていうのもあるので、その辺をちょっとどういう風にできるのかっていうのは検討は必要かなと。

【委員 D】実際そこまで持っていこうとすると、相当根室の場合は大変ですし、経済界の方々を思い浮かべても中々難しいのかなとも思いますけど、それをじゃあ民間の審議会ならそれは通るでしょう。市がやるからこそ変えられるんです。市がやるからこそ決定権は市にあるわけです。なので、市の委員からまずは率先して変えていくっていうのが、市のやるべきことだと僕は思っていて、民間ではないので、ここは。市長がやるぞと言えばやれるんですよ、本気であれば。ただ本気になるかならないか。これはさっきのパートナーシップの問題も同様で、本気になるかならないかのスピード感の問題ではあるので、どこまでイニシアチブを取って市が進めていけるかということが、まあ全体的な回答ではないかと思います。

【事務局】ありがとうございます。その辺もちょっと事務局で検討しながらどういう風にできるのかっていうのをちょっと進めていきたいなと思いますの。ありがとうございます。

【委員 A】色々と大変かとは存じますけれども、今後に対して、何かまとめた方がいいというか、そういう意見とかはありますか。

【事務局】皆様からいただいたご意見は取りまとめさせていただいて、各課にはそれぞれフィードバックさせていただきまして、できるできないは、今後それぞれの課がどういう風にやっていくかっていうところまでは、私たち口を出すことがちょっと難しいので、できればやってほしいんだっていうことまでは言えるかなと思うんですけども、そこからは各課の対応になってしまうので、今後もそれが進むか進まないかっていうのはまた来年ということになると思います。今は本当先ほども言った草の根運動で一生懸命地盤を固めている段階なので、それがいかに浸透するかっていうところにはなってくるかなとは思っています。

【委員 G】ちょっとお願いというか、ひとつ意見だったんですけど、こども食堂で男女共同参画イベントでやっていただいた時に、その役員の中でその説明するのがすごく大変だったんですね。

それってどんなものっていう時に、そのジェンダーだったりとか、その男女共同参画っていうものを皆さんに説明するときに、そちらもすごく説明しづらかったんですね。で、私たちももちろんなんですけ

ど、その市民全体にその男女共同参画とか、そのジェンダーっていうのがどういうものかっていうのが、なんかもっとこう、わかりやすく伝えれる何か、今ちょっと具体案はないんですけども、そういうことをしていって、まずその草の根の時にやっぱりそれを簡単に分かるように、本当に幼稚園児から大人までわかるように、何かこうしていっていただけるとやっぱりこう浸透しやすくなるんじゃないかなっていうのは、ちょっと私たちもそのイベントというか、ちょっとやらせていただいた時に思ったので、分かりやすくしてもらいたらありがたいなと思いました。

【事務局】もし何かいい案が浮かんだら教えてください。

【委員 D】今の取組みで言うと 1-1 と 1-2 って言うのは、前回は LGBTQ の関連の話をしておりますが、それを男女共同参画関連の話をしてもらって啓発するということはできますか。

【事務局】その他のところでお話しようとは思っていたんですけれども、去年は LGBTQ の関係でセミナーを行ったんですけれども、今年は男女共同参画の関係で講師を呼べたらと考えておりました。内容については、どの辺をメインにするのかっていうのもありますし、例えば企業向けの内容にした方がいいのか等、ちょっと個人的には考えてはいました。年齢層を含め、どこをターゲットにした講演会にするのがいいのかなっていうのは、今後うちのほうで詰めていければなと思っております。

【委員 B】男女共同参画で本当に就労って深いんで道のほうでも企業と人権ってやってたり、やっぱり企業に携わってる人たちだけが主流でというか興味を持ってもらえないと来てくれないっていう。LGBTQ もその該当者なり家族でそういった方がいる方には反響あるけども、なかなか身内にいないと、当事者にならないとわからないんだけど、あれですよね。結局は僕も 9 年ぐらいしかしてないんですけど、やっぱり人権にかかわってくるところで、やっぱり命の安全というか、人間の尊重というか、それにかかわってくんですよね。だから全て男女共同参画っていうのは人権なり、人間の尊重だったりというところなんで、一番市民に広げていくためには、数を出すというか、興味を持ってもらえば、その当事者の方たちに、単発で終わるんじゃなく、いろんな当事者がいますんで、多様性を持っているんで、多様性を持っている皆さんに意識を持ってもらうようなものをどんどんと、セミナーなり打った方がいいと思うんですよね。そうするとお金の問題とか、まあ費用対効果というか、実はお金がかからないところで行けば、法務省の人権擁護課だとお金かからないから、そういうプロいるんでそういうとこを活用するとか、なんかそういったところでお金のかからない方法とか、講師はいっぱいいるんで、弁護士なんかもよく LGBTQ の当事者の弁護士がそういったセミナーを打ってくれたり、 無料でやってくれたりするんで。弁護士さん、今市議会議員の人には根室高校に行ってもらったことあるんですよ。何年か前に、（LGBTQ の方が）2 人いたんですよね。で非常に良かったし、ただ高校となると道の管轄なんで、直接根室高校行っても受けてくれないんですよね。だから僕らどうしたかというと、振興局、道のほうに行って、まあ当時いた、今も当然市会議員でいますけど、あの方にお願いして、気持ちよくやってもらった。これ年に 1 回ってなってますけど、どんどん打ってもいいと思うんだよね。そしてこういったテーマああいったテーマって各課に言うのもありますけど、ご非難あるかなと思いますけど、こう言ったところで、この方と子供のその教育関係の部分だから、こういったものもあるから、是非、活用しようということであと何本が弾打ってほしいと思うんですよね。そこで選択するかしないかは各学校に任せるっていうか多分ね、この事務局が主力となって、僕らの委員会のこの発言を各課に伝えて、実際に動かしていくのはこの事務局なので。僕らもね、人権擁護委員て本局にあるけども、実際このエリアだと法務局のある地域なんで、根室と釧路が中心であと帯広と北見なんだけど、結局関わってるメンバーが一生懸命やらないと一切やらないから動いてないから。そういった意味ではね。関わってる人たちが一生懸命やってもらえると、次にバトンタッチできる。

【委員 A】色んな人がもっと気軽にどんな小さいことでも、気になることでも、みんなの心にちょっとでも引っかかるように、色んな講習というそういう難しいことばかりじゃなく、ちょっと気になるなっ

ていうぐらいで引っかかるぐらいのもので数があれば、きっと何かあれば皆さんの救いになっているんじゃないかなと思いますので、今本当に大変だと思いますけれども、皆さんにね、していただければなと思っています。これらの会議の内容については各課へフィードバックしていただき次年度以降の根室市の男女共同参画の取組に繋げていただければと思います。では、事務局の方からはほか、何かありますか。

【事務局】学校での出前講座になりますが、昨年歯舞学園の 9 年生を対象に実施させていただきました。お手元にあります通り、令和 7 年 12 月 10 日付で市内の小中学校に対して出前講座の実施を依頼させていただいております。今年も 9 月末に厚床小中学校での実施をすることとなっております。

今年度においても時間割を計画し始める 12 月ぐらいにまた同じように各学校へ出前講座についてご協力していただけないかとお話をしていきたいと思っております。また先ほどもちょっとお話ししましたが、今年の今年度も講演会の実施を検討しております。今年度は男女共同参画等をメインに考えており、チラシ等準備ができましたらまた改めて皆さんにお知らせしたいと思います。ご都合がつきましたらぜひご参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

【委員 A】ありがとうございました。その他特になければ、これをもちまして会議を終了いたします。本日はありがとうございました。